

排気量 251cc 以上のバイク（二輪の小型自動車）の所有権解除
（ローン完済後、所有者を販売会社から現使用者に変更する）

所有者であるバイク販売会社や信販会社に請求するもの。

ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。

信販会社によっては運輸支局内の信販会社事務所でもらうことができます。

1	譲渡証明書
2	委任状
新所有者が用意するもの	
1	自動車検査証
2	住民票（発行後3ヶ月以内）
3	印鑑（認印で可、新所有者本人が直接申請する場合は持参すること）
4	委任状（代理人が申請する場合）
5	<p>引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なる場合に必要</p> <p>①個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所のつながりが証明できる住民票（発行後3ヶ月以内）なお住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる住民票の除票、戸籍の附表も必要 <p>②法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所のつながりが証明できる登記簿謄本または登記事項証明書（発行後3ヶ月以内）なお登記簿謄本または登記事項証明書のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本や登記事項証明書も必要。
6	<p>運輸支局（登録事務所）で用意するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請用紙（第1号様式）20～30円くらい 売店で購入 ② 手数料納付書 無料 窓口等で配布 ③ 自動車税申告書 無料 窓口で配布